



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区から委託を受け港区社会福祉協議会が実施しています。

成年後見トピックス

●第二回「後見人の座談会」を実施しました！

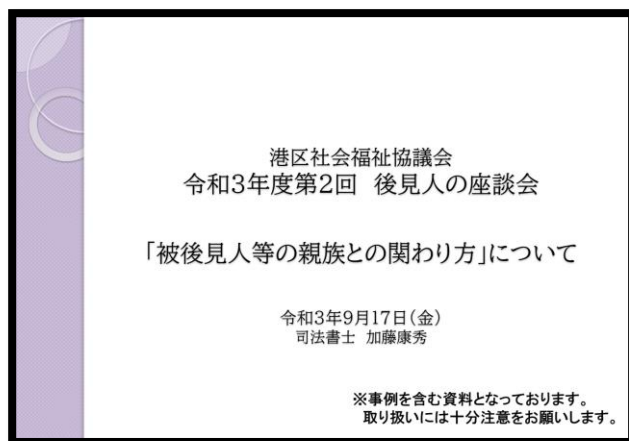
コロナ禍のため、今回も Zoom を活用したオンライン開催となりました。今回は「被後見人等の親族への関わり方」をテーマに加藤康秀司法書士から話題提供していただきました。被後見人等の親族が何等かの病気や障害を抱えている場合に本人を支援する後見人等としてどのような対応を行うべきなのか。個別の事例をもとに参加者で意見交換がされました。

【アンケートから】（一部抜粋）

- ・後見人の実務のお話しを伺えて、興味深かった。他の後見人の経験は、自分の行動の参考になりますので。
- ・加藤先生の人間味あるお話しが大変参考になりました。後見人の大変さが凝縮されている事案であったと思いました。
- ・チームケアの大切さを、改めて、実感しました。 など

●国レベルで成年後見制度の議論がされています

成年後見制度利用促進基本計画の策定に伴い、「厚生労働省 社会・援護局」において、成年後見制度利用促進専門家会議が開催されています。ここでは計画取り組みに関する進捗や課題、制度のあり方等に関する議論が行われています。最近では後見人報酬の考え方について裁判所の考え方や今後の課題について示された資料などがホームページに公開されています。今後の制度運用に関わってくるものですので、厚生労働省ホームページをチェックしてみてください。



成年後見制度利用促進専門家会議

検索

今年度のこれからの事業予定(一部)

- 11月～港区成年後見人等登録者連絡会
- 12月～サポートみなと講演会（区民向け講演会）
- 令和4年1月～親族向け後見人講座
後見人の座談会

その他、区民向けミニ講座や出前講座などを随時実施予定です。



HP 等でも
お知らせ
します。

コラム～意思決定支援をご存じですか？(弁護士 八杖友一)

「意思決定支援」をご存知ですか？ これまで、判断力が低下している人は自分で決めることができないとして、周りの人が、その人に良かれと考えたことを代わりに決めること（代理、代行）が疑問もなく行われてきました。しかしながら、そのような対応はその人の尊厳を軽視するものであり、判断力が低下していても他の人と等しく決める能力があることを前提に、周りの人は、その人が決めることができるよう支援し、そのような支援のプロセスを尽くさなければ、代理、代行をしてはいけないという取り組みが「意思決定支援（Supported Decision Making）」です。

成年後見の分野でも、2020年10月に最高裁、厚労省等により「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定されました。このガイドラインでは、成年後見人が関わる本人にとって重大な影響を与えるような行為について、本人の医療・ケアチームとともに意思決定支援のプロセスを実施すること、これを実施してなお本人の意思決定が困難な場合にはじめて代理・代行行為を行う手順等を定めています。現在、成年後見人等を担当する私たち専門職も、このガイドラインについて研修を受け、試行錯誤を重ねながら現場で取り組みを進めているところです。



困っていることは、「意思決定支援」の取り組みが私たちの生活にまだ浸透していないこともあり、被後見人さんに医療・ケアチームがなかったり、仮にチームがあっても、意思決定支援を知らなかったり、理解を得ることができなかったりするケースが多いということです。そのため成年後見人として意思決定支援をしようとしてもうまくいかないことがあります。このような現状も踏まえ、港区では、今年度から、被後見人さんが意思決定できるような環境整備を支援するための「チーム支援」に積極的に取り組んでいます。意思決定支援がうまくいっていないことを区役所（中核機関）が把握したり、成年後見人から申入れがあったりした場合に、区役所（中核機関）がご本人を担当する医療・福祉関係者等を集めて「権利擁護チーム支援会議」を開催し、ご本人や成年後見人をはじめとする関係者を調整しながら、ご本人の意思決定を支援し、意思決定が困難な場合には、適切な代行、代理となるようご本人意思の推定やベストインタレストと一緒に探索する取り組みです。まだまだ試行錯誤の連続ですが、ひとつひとつ貴重なケースを積み重ねています。

「意思決定支援」は、成年後見制度だけの問題ではなく、高齢や障害を抱える人を含めた社会生活全般で行う取り組みです。私たちの生活に早く浸透するよう皆さんもご自身のご家族など身近なところから、是非、この取り組みに参加して頂ければと思います。



弁護士 八杖 友一

※「日弁連高齢者・障害者権利支援センター」事務局長

港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター アドバイザー弁護士

【ご相談・問合せ】

港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2 階

電話 03-6230-0283 **Fax** 03-6230-0285

URL : <http://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>

月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

